

# でん粉原料用かんしょの品目別経営安定対策 Q & A

平成21年3月現在

## 【でん粉原料用かんしょ生産者の収入】

- Q 1 でん粉原料用かんしょ生産者の収入はどうなりますか？
- Q 2 でん粉原料用かんしょの取引価格はどのように決まりますか？
- Q 3 でん粉原料用かんしょの取引価格はいくらになりますか？
- Q 4 でん粉原料用かんしょの取引価格は販売先工場や年によって変わりますか？
- Q 5 でん粉原料用かんしょの販売代金はいつもらえますか？
- Q 6 交付金単価はいくらになりますか？
- Q 7 なぜ、交付金単価を3年間固定しているのですか？
- Q 8 交付金はいつもらえますか？ (追加)
- Q 9 でん粉原料用かんしょの品種や品質により交付金単価と取引価格に差がありますか？

## 【交付金の交付対象者の要件】

- Q 10 どのような生産者が交付金の交付対象者になりますか？ (追加)

### 〔認定農業者等（B-1）の要件〕

- Q 11 認定農業者等の要件は、どのようなものですか？ (追加)

### 〔一定の収穫面積を有する者（B-2）の要件〕

- Q 12 一定の収穫面積を有する者の要件は、どのようなものですか？ (追加)
- Q 13 収穫面積には、生食用や焼酎用などの交付金の対象用途とは違う用途のものの面積も含まれますか？
- Q 14 生産組織を法人化した場合、収穫面積の要件はどのように考えますか？
- Q 15 急な病気等により生産者が自ら収穫作業を行えなくなり、他の人に収穫作業を委託したり、風水害等によるほ場への土砂の流入等により収穫ができなくなったりしたため、収穫面積が0.5ha未満になった場合には、交付金の交付対象者でなくなりますか？ (追加)

### 〔協業組織（B-2）の要件〕

- Q 16 協業組織の要件は、どのようなものですか？
- Q 17 オペレーターの急な病気等により収穫作業を行えなくなり、他の人に収穫作業を委託したり、風水害等によるほ場への土砂の流入等により収穫ができなくなったりしたため、収穫面積が3.5ha未満になった場合には、交付金の交付対象者でなくなりますか？ (追加)

〔共同利用組織の構成員（B-3）の要件〕

Q18 共同利用組織の要件は、どのようなものですか？

Q19 共同利用組織に参加している者は、組織での共同作業に供しているほ場の面積にかかわらず交付金の交付対象者となりますか？

Q20 オペレーターの急な病気や降雨が続く等の天候不順等により共同利用組織による基幹作業が行えず、当該組織の構成員が共同利用組織の構成員としての対象者要件を欠いた場合には、交付金の交付対象者でなくなりますか？（追加）

Q21 共同利用組織での共同作業は、機械によるものに限られますか？（追加）

〔基幹作業を委託する者（B-4）の要件〕

Q22 基幹作業を委託する者の要件は、どのようなものですか？（追加）

Q23 基幹作業の委託は、基幹作業のうち当分の間はいずれかの作業の委託とされていますが、当分の間とはいつまでで、将来的に複数または全作業の委託となりますか？

Q24 基幹作業の委託先が別の者に当該基幹作業を斡旋した場合には、どのように取り扱われますか？

Q25 でん粉原料用かんしょを作付けしていない認定農業者に基幹作業を委託する場合、委託した生産者は交付金の交付対象者となりますか？（変更）

Q26 でん粉原料用かんしょを作付けしていない畜産農家や建設会社等に基幹作業を委託する場合、委託した生産者は交付金の交付対象者となりますか？

Q27 基幹作業の委託先として機械銀行は利用できますか？（追加）

Q28 基幹作業の委託は、でん粉原料用かんしょの作付地のすべてについて行わないといけませんか？

Q29 複数の基幹作業を委託した場合、基幹作業の委託面積はどのようにカウントしますか？

Q30 基幹作業の委託面積としてカウントする面積に、生食・加工用かんしょなどの交付金の交付対象とならないものの面積も含まれますか？

Q31 委託した基幹作業に係る機械の進入経路確保のために、自らが作付地の一部について当該基幹作業を行った場合、その面積は基幹作業を委託した面積としてカウントできますか？

Q32 基幹作業の受託者が、オペレーターの急な病気や降雨が続く等の天候不順等により受託した基幹作業を行えず、当該受託者に基幹作業を委託した者が、基幹作業を委託する者としての対象者要件を欠いた場合には、交付金の交付対象者でなくなりますか？（追加）

Q33 作業受委託に係る基幹作業は、機械によるものに限られますか？（追加）

Q34 作業受委託の報酬は労働や物品等の金銭以外のもので支払ってもよいですか？（追加）

- Q35 育苗とは、具体的にどのような作業を指しますか？ (追加)
- Q36 耕起及び整地は、プラウ耕だけあるいはロータリー耕だけでもよいですか？ (追加)
- Q37 かんしょの掘り起こしを委託した場合には、収穫作業を委託したことになりますか？ (変更)
- Q38 農協等からかんしょの苗を購入した場合は、育苗を委託したことになりますか？

#### 〔特例（B-5）の適用について〕

- Q39 対象要件の特例とは、どのようなものですか？ (追加)
- Q40 担い手育成組織を立ち上げる際の地域の範囲はどのように設定するのですか。また、地域内に組織が複数あり、複数の組織に生産者が加入してもよいのですか？
- Q41 担い手育成組織の要件は、どのようなものですか？
- Q42 対象要件の特例は3年限りとされていますが、その後も引き続き交付金の交付対象となるためにはどうすればよいですか？

#### 【交付手続きについて】

- Q43 対象要件に適合しているかどうかの判断は誰が、いつ行いますか？
- Q44 対象生産者コードの通知を受けた後に、他者に対して経営移譲が行われた場合には、どのような手続きが必要ですか？
- Q45 交付金の交付申請・受領について、JA等が代理して行うことは可能ですか？
- Q46 一戸の農家が、夫と妻の名義でそれぞれ出荷した場合、どのように取り扱われますか？
- Q47 出荷先が複数ある場合、対象要件の確認はどのように取り扱われますか？
- Q48 共同利用組織については、組織として交付金の交付申請を行い、組織として交付金を受領することはできますか？ (追加)
- Q49 でん粉工場との売渡契約が不履行となった場合（契約上の規格・品種・数量のかんしょが出荷されなかった場合等）の取扱いはどうなるのですか？

#### 【その他】

- Q50 「環境規範」とはどのようなもので、「遵守」するために生産現場では何をすればよいですか？
- Q51 交付金の交付対象となり得る法人とは、どのような法人ですか？ (追加)
- Q52 特定農業団体、協業組織、共同利用組織等の法人格を持たない組織への課税はどのようになりますか？ (追加)
- Q53 作業受委託契約書には収入印紙を貼る必要がありますか？ (追加)

- Q54 集荷業者が集荷し、でん粉工場に販売した原料の交付金の支払先はどうなる  
のですか？
- Q55 でん粉原料用かんしょ売渡契約書には収入印紙を貼る必要がありますか？  
(追加)
- Q56 農業高校や試験場、P T Aは、交付金の交付対象者になれますか？ (追加)

## 【でん粉原料用かんしょ生産者の収入】

### Q 1 でん粉原料用かんしょ生産者の収入はどうなりますか？

でん粉原料用かんしょ生産者の収入は、でん粉工場から支払われるでん粉原料用かんしょの販売代金と独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）から交付されるでん粉原料用いも交付金の合計となります。

### Q 2 でん粉原料用かんしょの取引価格はどのように決まりますか？

でん粉原料用かんしょの取引価格を含め、取引に関する諸事項は、以下の流れで決定されます。

- ① 県段階で、生産者団体とでん粉製造事業者団体が主催する関係者の協議の場において、でん粉原料用かんしょの取引に関する基本事項を内容とする「ガイドライン」を協議・決定。取り決めの公平性・透明性を確保するため、行政（県、市町村等）も参加。
- ② 地域段階で、JAとでん粉製造事業者が県段階で定められた「ガイドライン」を基に、地域ごとの生産事情等を踏まえて個別事項を協議し、取引価格等の取引に関する諸事項についての取決めを締結。

### Q 3 でん粉原料用かんしょの取引価格はいくらになりますか？

でん粉原料用かんしょの取引価格は、JAとでん粉工場との間で締結された取決めによって毎年、作付前に決定されます。具体的には以下の計算式で算定され、売渡契約書に明記されます。

取引価格＝前年度の国内産いもでん粉の販売価格

$$\begin{aligned} & (\text{前年度におけるでん粉売戻価格を国内産いもでん粉相当に水分換算}) \\ & \times \text{分配比率 (69\%)} \\ & \times \text{平均的なでん粉歩留り} \\ & + \text{消費税} \end{aligned}$$

なお、21年産は、でん粉専用品種で9,190円／トン程度となります。

### Q 4 でん粉原料用かんしょの取引価格は販売先工場や年によって変わりますか？

でん粉原料用かんしょの取引価格は、JAとでん粉工場との間で締結される取決めにより決定されますので、販売先工場によって異なる可能性があります。

また、でん粉原料用かんしょの取引価格の算定基礎となる国内産いもでん粉の

販売価格は、国際相場の変動等により毎年度変動しますので、でん粉原料用かんしょの取引価格も年度によって変動すると予想されます。

#### Q 5 でん粉原料用かんしょの販売代金はいつもらえますか？

でん粉原料用かんしょの販売代金の支払時期は、生産者とでん粉工場との間で締結された売渡契約書に記載されています。

#### Q 6 交付金単価はいくらになりますか？

でん粉原料用かんしょの交付金単価は、平成 19 年産から 21 年産の区分 I（シロユタカ等）に属する品種の場合で、25,960 円／トンです。

#### Q 7 なぜ、交付金単価を 3 年間固定しているのですか？

でん粉原料用いも交付金については、

- ① 担い手の計画的な営農を確保するためには、収入について予見可能性を高めることにより、経営環境の改善を図る必要があること
- ② 生産性向上のインセンティブが働くようにするためには、コスト低減による所得向上効果が一定期間、農家の手元に残るようにすることが重要であることを踏まえ、当面 3 年間（平成 19 年産から 21 年産）固定することとされています。

#### Q 8 交付金はいつもらえますか？

交付金の交付申請・受領を、JA 等に委任している場合には、申請日（概ね 10 日ごとの機構が定める日）からその日を含む原則 7 業務日で、申請に係る交付金額の 9 割相当分が概算払いされます。

また、交付金額の残りの 1 割については、地域におけるすべての売渡しが終了した後、JA 等から機構に対し対象要件の充足を証明する書類の提出、売渡完了報告及び精算払請求がなされた概ね 1 ヶ月後に残額が支払われます。

ただし、JA 等が立て替え払いをしている場合は JA 等にお問い合わせ下さい。

#### Q 9 でん粉原料用かんしょの品種や品質により交付金単価と取引価格に差がありますか？

でん粉原料用かんしょについては、産地・品種によってでん粉歩留りに差があるため、品目別経営安定対策の交付金単価において、産地・品

種をでん粉歩留りにより4つにグループ化した上で、生産の大宗を占める鹿児島県・宮崎県産でん粉専用品種の属するグループの単価を25,960円/トンとし、その他のグループの単価を、でん粉含有量に応じて、鹿児島県・宮崎県産でん粉専用品種の属するグループの単価から、▲1,810円/トン、▲6,110円/トン、▲10,410円/トンとする格差が設けられています。

なお、でん粉原料用かんしょの取引価格における品質格差は、生産者とでん粉工場との事前の取決めにより決定されます。

## 【交付金の交付対象者の要件】

### Q10 どのような生産者が交付金の交付対象者になりますか？

交付対象者は、安定的な生産体制の確立を図る観点から、

- ① 認定農業者等（B-1）
- ② 一定の収穫面積を有する者（B-2）
- ③ 一定の収穫面積を有する協業組織（B-2）
- ④ 一定の収穫面積を有する共同利用組織に参加している者（B-3）
- ⑤ ①、②若しくは③の要件を満たす者又は一定の収穫面積を有する受託組織等に基幹作業（「育苗」、「耕起・整地」、「畝立て・マルチ」、「植付け」、「収穫」）を委託している者（B-4）

が位置づけられています。

このほか、平成19年度から21年度までの3年間に限り、特例的に担い手育成組織の構成員（B-5）も対象者としています。

また、上記に加え、でん粉製造事業者と売渡契約を交わしていること及び環境規範を遵守することが要件とされています。

## 〔認定農業者等（B-1）の要件〕

### Q11 認定農業者等の要件は、どのようなものですか？

でん粉原料用かんしょを生産している認定農業者等であれば、収穫面積にかかわらず、交付金の交付対象者になれます。

認定農業者等とは、①認定農業者、②特定農業団体、③特定農業団体と同様の要件を満たす組織を指します。具体的には、

- ① 認定農業者は、経営改善に取り組む意欲のある生産者が、農業経営改善計画を作成し、市町村から当該改善計画の認定を受けた者
- ② 特定農業団体は、農作業を受託し、農用地の利用集積を図る相手方として農

用地利用改善団体によって特定農用地利用規程に位置づけられた任意組織

- ③ 特定農業団体と同様の要件を満たす組織は、農用地利用改善団体がいないため、特定農用地利用規程を作成できない地域を念頭においたもので、これ以外の要件は、特定農業団体と同様の組織のことをいいます。

#### [一定の収穫面積を有する者（B-2）の要件]

##### Q12 一定の収穫面積を有する者の要件は、どのようなものですか？

一定の収穫面積を有する生産者の要件は、自ら収穫作業を行う面積が0.5ha以上のでん粉原料用かんしょ生産者であることです。

また、収穫面積の計算方法は以下のとおりです。

[自らの作付地（当年産として収穫する部分に限る。）] +

[他の者から収穫作業を受託した面積] - [他の者に収穫作業を委託した面積]

##### Q13 収穫面積には、生食用や焼酎用などの交付金の対象用途とは違う用途のものも含まれますか？

対象者要件の収穫面積は、作業の効率化の観点から設定されたものであり、交付金の交付対象となるでん粉原料用かんしょと同時に収穫されるものは用途にかかわらず収穫面積としてカウントすることができます。

##### Q14 生産組織を法人化した場合、収穫面積の要件はどのように考えますか？

農業生産法人については、生産者個人が法人化したものか、生産組織が法人化したものかを区別せず、収穫面積の要件は0.5ha以上となります。

ただし、これが認定農業者となった場合には、収穫面積の要件はかからないこととなります。

##### Q15 急な病気等により生産者が自ら収穫作業を行えなくなり、他の人に収穫作業を委託したり、風水害等によるほ場への土砂の流入等により収穫ができなくなったりしたため、収穫面積が0.5ha未満になった場合には、交付金の交付対象者でなくなりますか？

天候不順や災害、病気、怪我等の生産者の責めに帰すことができない事情で要件を欠くことになった場合は、機構にその旨を申し出、機構が

事実であると認めるときは、対象者要件を満たすものとして取り扱うこととしています。

なお、機構への申出に際しては、診断書や市町村、農業共済組合、JA等が発行した被災証明書等当該事情が生産者の責めに帰すことができないものであることを証する書類が必要になります。

#### [協業組織（B-2）の要件]

##### Q16 協業組織の要件は、どのようなものですか？

協業組織の要件は、効率的な生産が図られるものとする観点から、3.5ha以上の収穫面積を有することに加え、

- ① 組織の規約（代表者、構成員、総会、農業用機械や農業用施設等の利用・管理に関する事項等を規定）を作成していること
- ② 事業計画及び収支予算が作成され、計画に従って組織として営農活動（でん粉原料用かんしょの生産・販売）が行われていること
- ③ 基幹作業に係る管理者（オペレーター）が定められていること（組織の規約や事業計画において定められていてもよい。）

が必要となります。

##### Q17 オペレーターの急な病気等により収穫作業を行えなくなり、他の人に収穫作業を委託したり、風水害等によるほ場への土砂の流入等により収穫ができなくなったりしたため、収穫面積が3.5ha未満になった場合には、交付金の交付対象者でなくなりますか？

天候不順や災害、病気、怪我等協業組織の責めに帰すことができない事情で要件を欠くことになった場合は、機構にその旨を申し出、機構が事実であると認めるときは、対象者要件を満たすものとして取り扱うこととしています。

なお、機構への申出に際しては、診断書や市町村、農業共済組合、JA等が発行する被災証明書等当該事情が協業組織の責めに帰すことができないものであることを証する書類が必要になります。

#### [共同利用組織の構成員（B-3）の要件]

##### Q18 共同利用組織の要件は、どのようなものですか？

共同利用組織の要件は、効率的な生産が図られるものとする観点から、機械の共同利用又は共同出役により3.5ha以上収穫作業を共同して行うことに加え、

- ① 組織の規約（代表者、構成員、総会、農業用機械や農業用施設等の利用・管理に関する事項等を規定）を作成していること
  - ② 収穫作業に係る管理者（オペレーター）が定められていること（組織の規約や事業計画において定められていてもよい。）
- が必要となります。

**Q19 共同利用組織に参加している者は、組織での共同作業に供しているほ場の面積にかかわらず交付金の交付対象者となりますか？**

でん粉原料用かんしょの作付地（収穫する部分に限る。）の2分の1以上（平成19年産から21年産の3年間に限り3分の1以上）について、基幹作業のうちいずれかの作業を共同利用組織での共同作業に供する構成員が交付金の交付対象となります。

**Q20 オペレーターの急な病気や降雨が続く等の天候不順等により共同利用組織による基幹作業が行えず、当該組織の構成員が共同利用組織の構成員としての対象者要件を欠いた場合には、交付金の交付対象者でなくなりますか？**

天候不順や災害、病気、怪我等共同利用組織の構成員の責めに帰すことができない事情で要件を欠くことになった場合は、機構にその旨を申し出、機構が事実であると認めたときは、対象者要件を満たすものとして取り扱うこととしています。

なお、機構への申出に際しては、診断書や共同利用組織の証明書等当該事情が共同利用組織の構成員の責めに帰すことができないものであることを証する書類が必要になります。

**Q21 共同利用組織での共同作業は、機械によるものに限られますか？**

共同利用組織による共同作業は、機械によるものに限らず、手作業などでも構いません。

[基幹作業を委託する者（B-4）の要件]

**Q22 基幹作業を委託する者の要件は、どのようなものですか？**

基幹作業を委託する者の要件は、でん粉原料用かんしょの作付地（収穫する部

分に限る。)の2分の1以上(平成19年産から21年産の3年間に限り3分の1以上)について、

- ① 認定農業者
  - ② 特定農業団体
  - ③ 特定農業団体と同様の要件を満たす組織
  - ④ 0.5ha以上の収穫面積を有するでん粉原料用かんしょ生産者
  - ⑤ 3.5ha以上の収穫面積を有する協業組織
  - ⑥ 3.5ha以上の収穫面積を有する受託組織(サービス事業体)
- のいずれかの者に基幹作業の委託を行うことです。

**Q23 基幹作業の委託は、基幹作業のうち当分の間はいずれかの作業とされていますが、当分の間とはいつまでで、将来的に複数又は全作業の委託となりますか？**

当分の間とは、平成19年産から21年産までの3年間です。

なお、平成22年産以降については、作業受委託の進展状況を勘案し、対象要件となる作業数等について検討することとしています。

**Q24 基幹作業の委託先が別の者に当該基幹作業を斡旋した場合には、どのように取り扱われますか？**

基幹作業を委託することにより対象要件を満たすためには、その作業を受託した生産者・生産組織が一定の収穫面積を有すること等の受託者としての要件を満たすことが必要となりますが、斡旋による受委託については、斡旋を受けて実際に基幹作業を行った生産者・生産組織が受託者としての要件を満たす必要があります。

また、対象要件審査申請の手続き上、実際に基幹作業を行った生産者・生産組織が確認可能な契約書の写しや作業実施証明書の提出等を行うことが必要となります。

**Q25 でん粉原料用かんしょを作付けしていない認定農業者に基幹作業を委託する場合、委託した生産者は交付金の交付対象者となりますか？**

基幹作業を受託する者が認定農業者であれば、その認定農業者が生産している品目にかかわらず、交付金の交付対象者となります。

**Q26** でん粉原料用かんしょを作付けしていない畜産農家や建設会社等に基幹作業を委託する場合、委託した生産者は交付金の交付対象者となりますか？

作業受託者が、でん粉原料用かんしょを作付けておらず、作業受託のみを行っている畜産農家や建設会社等であっても、収穫作業に係る管理者（オペレーター）の定めがあり、3.5ha以上の収穫面積（再委託を行っている面積を除く。）を有していれば、基幹作業の受託組織として認められるため、委託者は交付金の交付対象者となります。

**Q27** 基幹作業の委託先として機械銀行は利用できますか？

機械銀行の業務は、利用者への農業機械の貸付けであるため、一般には基幹作業の受託者となりませんが、次のような場合には、利用が考えられます。

- ① 機械銀行の受託収穫面積が3.5ha以上で、雇用するオペレーターが基幹作業を実施する場合
- ② 機械銀行から受託者要件を満たす農業者等に、作業の受委託を斡旋してもらう場合。

**Q28** 基幹作業の委託は、でん粉原料用かんしょの作付地のすべてについて行わないといけませんか？

でん粉原料用かんしょの作付地（収穫する部分に限る。）の2分の1以上（平成19年産から21年産の3年間に限り3分の1以上）について、基幹作業の委託を行う生産者が交付金の交付対象者となります。

**Q29** 複数の基幹作業を委託した場合、基幹作業の委託面積はどのようにカウントしますか？

委託面積を基幹作業ごとに比較して、そのうち委託面積が最大となる基幹作業の委託面積がカウントされます。また、その面積がでん粉原料用かんしょ作付地（収穫する部分に限る。）の2分の1以上である生産者が交付金の交付対象となります。

ただし、平成19年産から21年産の3年間に限り、複数のほ場において基幹作業の委託を行っている場合には、ほ場ごとに委託面積が最も大きい基幹作業の委託面積を合計した面積がカウントされます。また、その面積がでん粉原料用かんしょ作付地（収穫する部分に限る。）の3分の1以上である生産者が交付金の交付対象となります。

地番・地名	作付面積 (収穫部分に限る)	基幹作業の委託を行った実面積					最も実面積が 大きい基幹作 業の面積
		育苗	耕起・整地	畝立て・マルチ	植付け	収穫	
土地A	22a		22a				22a
土地B	10a			10a			10a
土地C	14a						
合計	46a		22a	10a			32a

平成22年度以降はこの行の最大もの(22a)が委託面積

平成19年度～21年度はこの面積(32a)が委託面積

**Q30 基幹作業の委託面積としてカウントする面積に、生食・加工用かんしょなどの交付金の交付対象とならないものの面積も含まれますか？**

収穫面積の考え方と同様に、交付金の交付対象となるかんしょと同時に基幹作業が行われるものの委託面積は、用途にかかわらず基幹作業の委託面積としてカウントすることができます。

**Q31 委託した基幹作業に係る機械の進入経路確保のために、自らが作付地の一部について当該基幹作業を行った場合、その面積は基幹作業の委託面積としてカウントできますか？**

委託した基幹作業が円滑に行われるために、委託した作付地の極一部について自ら当該委託した基幹作業を行うことは、受委託を通じて作業規模を拡大し、生産性を向上させることの妨げにはならないと考えられるため、その自ら作業した面積についても、受委託契約書等に位置付けられている場合に限り、基幹作業の委託面積に含めることができます。

**Q32 基幹作業の受託者が、オペレーターの急な病気や降雨が続く等の天候不順等により受託した基幹作業を行えず、当該受託者に基幹作業を委託した者が、基幹作業を委託する者としての対象者要件を欠いた場合には、交付金の交付対象者でなくなりますか？**

天候不順や災害、病気、怪我等の委託者の責めに帰すことができない事情で要件を欠くことになった場合は、機構にその旨を申し出、機構が事実であると認めたときは、対象者要件を満たすものとして取り扱うこととしています。

なお、機構への申出に際しては、受託者の証明書等当該事情が委託者の責めに帰すことができないものであることを証する書類が必要になります。

**Q33 作業受委託に係る基幹作業は、機械によるものに限られますか？**

作業受委託に係る基幹作業は、機械によるものに限らず、手作業などでも構いません。

また、機械を使う場合であっても、ハーベスタ等の特定の機械を使うといった制限はありません。

**Q34 作業受委託の報酬は労働や物品等の金銭以外のものでもよいですか？**

作業受委託の契約等は、委託者と受託者の間の取決めであり、報酬を労働や物品等の金銭以外のものでも支払っても構いません。ただし、作業の種類や面積、報酬等の作業受委託に係る内容は、書面で明確にしておく必要があります。

**Q35 育苗とは、具体的にどのような作業を指しますか？**

基幹作業の「育苗」とは、種いもの消毒、苗床づくり、種いもの伏込み等を行い、健全な苗が生育するよう適切に管理することを指します。

**Q36 耕起及び整地は、プラウ耕だけあるいはロータリー耕だけでもよいですか？**

基幹作業の「耕起及び整地」とは、耕起及び整地に係る一連の作業を指します。耕起及び整地に係る作業をプラウとロータリーの両方を用いて行う場合は、プラウかロータリーのどちらか一方の委託では、耕起及び整地に係る一連の作業ではないので、基幹作業を委託したことにはなりません。

ただし、耕起及び整地に係る作業について、元々ロータリーのみを使う場合や、小規模ほ場などで耕耘機のみを使う場合については、ロータリーや耕耘機での作業の委託のみで対象となります。

**Q37 かんしょの掘り起こしを委託した場合には、収穫作業を委託したことになりますか？**

かんしょの収穫作業とは、かんしょを掘り起こしてほ場から搬出するまでの一連の作業をいい、これらすべての作業を委託することが原則です。しかしながら、現状ではハーベスタの普及率が低いこと、かんしょの収集・搬出まで委託すると、受託者に労力不足が生じ、作業受託が行えなくなることを踏まえ、当面は、掘り起こしのみを委託すれば、収

穫作業を委託したとします。

**Q38 農協等からかんしょの苗を購入した場合は、育苗を委託したことになりますか？**

基幹作業の委託については、原則として、事前に委託者と受託者との間で作業受委託に関する契約が結ばれた上で、実際の作業が実施される必要があります。

このため、単に農協等からかんしょ苗を購入しただけでは、育苗作業を委託したことにはなりません。

また、育苗作業の委託についても、他の基幹作業の委託と同様に、一定規模以上の収穫作業規模を有する個人・生産組織等への委託のみが対象要件を満たすこととなりますので、注意が必要です。

**[特例（B-5）の適用について]**

**Q39 対象要件の特例とは、どのようなものですか？**

地域の実情に配慮し、平成19年度から21年度までの3年間に限り、受託組織等が存在しない地域において、地域のでん粉原料用かんしょ生産農家の2分の1以上が参加して、受託組織等の生産体制の核となる担い手の育成を行うことを目的とする組織（以下「担い手育成組織」という。）に参加する者を交付金の交付対象者としています。

**Q40 担い手育成組織を立ち上げる際の地域の範囲はどのように設定するのですか。また、地域内に組織が複数あり、複数の組織に生産者が加入してもよいですか？**

特例の要件である地域の範囲については、農協単位、市町村単位、集落単位等地域の実態に即した、最も現実的な広がり範囲として設定することを想定しています。

また、複数の組織に生産者が加入することについては、組織の活動目的、活動の範囲等に照らして、重複加入することの具体的な必要性を明確化することが必要です。

**Q41 担い手育成組織の要件は、どのようなものですか？**

担い手育成組織については、地域の話し合いを基本として担い手の育成が進められるよう、担い手の育成を行うことを組織の目的として明確化し、地域のでん

粉原料用かんしょ生産農家の2分の1以上が参加することが必要です。

また、特例の適用期間である平成19年度～21年度までの3年間に、計画的に担い手育成を進める観点から、組織の規約において

- ① 担い手育成活動計画の作成（この計画は対象要件審査申請の際に必要となります。）  
、作業受委託の促進等に関する事業を行うこと
- ② 組合員の資格、役員、総会及び議決方法等の組織運営体制  
等を規定し、担い手育成活動を行うとともに、毎年度、その取組実績を報告することが必要となります。

さらに、特例の適用期間中のいずれかの段階で、22年度を目標年次とする担い手育成目標を作成することが必要となります。

**Q42 対象要件の特例は3年限りとされていますが、その後も引き続き交付金の交付対象者となるためにはどうすればよいですか？**

一定の作業規模を有する共同利用組織や受託組織を立ち上げるなど、地域の生産体制の核となる担い手を育成し、そこに対して作業の集積や受委託を行うことで引き続き対象となることが可能です。

このため、担い手育成組織においては、十分な話し合いの下、作成した担い手育成活動計画を着実に実施していくことが重要です。

## 【交付手続きについて】

**Q43 対象要件に適合しているかどうかの判断は誰が、いつ行いますか？**

交付金の支払いを迅速に行うため、出荷・売渡し後に行う交付金の交付申請とは別に、生産者は、毎年5月から7月の間に機構に対し、機構が定める様式及び添付資料により対象要件審査申請を行い、機構において対象要件に適合しているか否かの審査を行います。

この審査により対象要件に適合すると判断された生産者には、対象生産者コードが通知されます（この対象生産者コードは交付申請に当たり必要となります。）。

また、収穫面積が実際に確保されたかどうか、作業受委託がなされたかどうか等の確認のため、機構が定める書類を一定期間保管し、機構から要請があった場合には提出していただくことになります。

**Q44 対象生産者コードの通知を受けた後に、他者に対して経営移譲が行われた場合には、どのような手続きが必要ですか？**

経営移譲を受けた者は、速やかに、農業経営の承継に係る届出書、要件審査申請書及び農業経営を承継したことを明らかにする書類を機構に届け出ることが必要となります。

**Q45 交付金の交付申請・受領について、JA等が代理して行うことは可能ですか？**

生産者がJA等に委任すれば、JA等が一括して代理申請・受領することが可能です。

**Q46 一戸の農家が、夫と妻の名義でそれぞれ出荷した場合、どのように取り扱われますか？**

夫と妻で生産ほ場等を明確に分割し、それぞれに対象要件をクリアすれば、出荷名義人ごとに交付金が交付されることとなります。しかしながら、どちらか一方だけしか交付対象要件をクリアしなかった場合には、クリアしていない者の名義に係る出荷分については、交付金が交付されないので注意が必要です。

**Q47 出荷先が複数ある場合、対象要件の確認はどのように取り扱われますか？**

出荷先が複数ある場合でも、生産者として対象要件をクリアしていれば、すべての出荷量に対して、交付金が交付されます。

**Q48 共同利用組織については、組織として交付金の交付申請を行い、組織として交付金を受領することはできますか？**

交付金の交付申請・受領は構成員個人が行うことが基本ですので、共同利用組織名義での交付申請・受領する場合は、次の①から⑤の要件を満たすことが必要です。

- ① 当該共同利用組織の構成員が売り渡す交付金対象作物に係る販売代金及び交付金のすべてを、当該共同利用組織名義で受領すること
- ② 当該共同利用組織のすべての構成員の同意を得て、代表者による当該取扱いに係る申出及び代理人が当該取扱いを了承している旨を書面により整備すること

- ③ 会計責任者を置くとともに、組織規約等において明確にすること
- ④ 構成員別の支払明細書を整備するとともに、構成員に交付金等を支払ったことを証する書類（口座振込した通帳、領収書など）を整備すること
- ⑤ 要件審査申請書の提出は、当該共同利用組織の構成員全員の要件審査申請書の一つに取りまとめるとともに、構成員全員の要件審査申請書の「5. 振込口座情報」欄に、交付金を受領する当該共同利用組織名義口座を記入することが必要となります。

なお、当該取扱いは、年産の途中から適用することはできず、初回の概算払から精算払までのすべてを共同利用組織名義で行う必要があります。

**Q49 でん粉工場とのでん粉原料用かんしょ売渡契約が不履行となった場合（契約上の規格・品種・数量のかんしょが出荷されなかった場合等）の取扱いはどうなるのですか？**

でん粉原料用かんしょ売渡契約の内容に沿った生産・売渡しがなされない場合には、その生産者が交付金の交付対象外となり、さらに、でん粉工場がその生産者から売渡しを受けたでん粉原料用かんしょを原料として製造したでん粉についても、交付金の交付対象外となる可能性があります。

なお、売渡契約に沿った生産・売渡しがなされたか否かの判断については、売渡契約に定められた事項のうち気象要因による変動の可能性が低いもの、例えば、でん粉原料用かんしょの品種、作付面積、売渡期間・場所・方法が適切に履行されているか否かが基準となります。

## 【その他】

**Q50 「環境規範」とはどのようなもので、「遵守」するために生産現場では何をすればよいですか？**

環境規範は、農業者が環境と調和した農業生産活動を行っていく上での基本的なポイントで、具体的に遵守すべき事項は、以下の7点となります。

- ① 土づくりの励行（たい肥の施用や緑肥・作物残渣の鋤込み等）、
- ② 適切で効果的・効率的な施肥（栽培暦等に即した施用量、施用方法の実行等）、
- ③ 効果的・効率的で適正な防除（病害虫・雑草が発生しにくい環境づくり、農薬取締法に基づく農薬の使用法の遵守等）、
- ④ 廃棄物の適正な処理・利用（使用済みマルチの適正処理、作物残渣のほ場への鋤込み等）、

- ⑤ エネルギーの節減（作業機の点検整備等）、
  - ⑥ 新たな知見・情報の収集（研修会への参加、普及指導センター・JA等が発信する情報の収集等）、
  - ⑦ 生産情報の保存（使用した肥料・農薬の使用状況の記録、伝票の保存等）
- これらについては、生産者が告示で定められた様式により営農活動の自己点検を行い、当該様式を一定期間保管することが必要です。

**Q51 交付金の交付対象となり得る法人とは、どのような法人ですか？**

交付金の交付対象となり得る法人とは、農地を購入又は賃借することができる法人となります。これが認められているのは、

- ① 農地法第2条第7項に規定する農業生産法人
  - ② 農業生産法人以外の法人であって、特定法人貸付事業により農地のリースを受けている法人
- となります。

**Q52 特定農業団体、協業組織、共同利用組織等の法人格を持たない組織への課税はどのようになりますか？**

法人格を持たない組織に対する課税の取扱いについては、任意組合等として構成員に課税される場合と、人格のない社団等として組織に課税される場合があります。

任意組合等の場合は、組織の収入や費用はすべて構成員に分配し、個々の構成員が所得税を納税しますので、組織に法人税は課税されません。

人格のない社団等の場合は、収益事業を行った場合には組織が法人税を納税します。構成員は、組織からの分配金（給与所得等）に対して所得税が課税されません。

各組織が人格のない社団等に該当するかどうかは、運営実態等に基づき個々に判断されますので、税務署にご相談ください。

**Q53 作業受託契約書には収入印紙を貼る必要がありますか？**

作業受委託契約書の内容が、年産ごとの契約であることが明らかな場合については、請負に関する契約書（印紙税法別表第一・第2号文書）に該当し、契約金額によって以下の表の額の収入印紙を貼る必要があります。

複数年にわたる契約（年産ごとの契約であるかどうか不明確な契約を含む）の場合については、

① 契約金額を計算できる場合

請負に関する契約書（第2号文書）に該当し、契約金額によって以下の表の額の収入印紙を貼る必要があります。

② 契約金額を計算できない場合

一般の農家間の契約であれば、契約金額の記載のない請負に関する契約書（第2号文書）に該当し、収入印紙（200円）を貼る必要があります。

販売のための店舗をもつ農家等の間の契約であれば、「継続的取引の基本となる契約書」（第7号文書）に該当し、課税文書として収入印紙（4千円）を貼る必要があります。

○請負に関する契約書（第2号文書）の印紙税額

記載された契約金額	印紙税額	記載された契約金額	印紙税額
1万円未満	非課税	200万円を超え300万円以下	1,000円
1万円以上100万円以下	200円	300万円を超え500万円以下	2,000円
100万円を超え200万円以下	400円	契約金額の記載のないもの	200円

**Q54 集荷業者が集荷し、でん粉工場に販売した原料の交付金の支払先はどうなるのですか？**

交付金の対象となるでん粉原料用かんしょは、対象要件を満たす生産者が生産し、かつ、売渡契約の相手方であるでん粉工場に「自ら」売り渡したものです。

したがって、集荷業者が生産者からでん粉原料用かんしょを購入し、でん粉工場に販売した場合、そのでん粉原料用かんしょは交付金の対象となりません。

なお、対象要件を満たす生産者が、集荷業者に対して文書により販売委託を行い、委託を受けた集荷業者が、当該委託契約に基づきでん粉原料用かんしょを集荷し、当該生産者が売渡契約を行った相手方であるでん粉工場に販売した場合は、交付金の対象となり、交付金が直接、生産者に支払われます。

また、生産者が上記集荷業者に交付金についての代理申請・代理受領を文書により委任した場合は、交付金の支払先は代理受領者である集荷業者となります。

**Q55 でん粉原料用かんしょ売渡契約書には収入印紙を貼る必要がありますか？**

契約期間（売渡期間）が3ヶ月以内の場合には、印紙税法上の課税文書には該当しません。契約期間が3ヶ月を超える営業者間の契約の場合には、「断続的取引の基本となる契約書」（印紙税法別表第一・第7号文書）に該当し、課税文書として収入印紙（4千円）を貼る必要がありますが、収穫物販売のための店舗その他これらに類する設備を有しない個人の農業者（農家）は商法上の商人にはならないこととされており、一般通念上も営業者の行為と考えられないことから、店舗等を有しない個人の農業者（農家）は営業者に該当せず、そのような農業者の契約の場合は、契約期間が3ヶ月を超える契約でも、印紙税法上の課税文書には該当しません。

**Q56 農業高校や試験場、PTAは、交付金の交付対象者になれますか？**

でん粉原料用かんしょの品目別経営安定対策は、効率的かつ安定的に生産する体制の確立を図るため、安定的なでん粉原料用かんしょ生産を担う者に対して交付金を交付するものです。

このため、学校、試験場、親睦団体たるPTA等の農業経営を目的としない団体は、交付金の交付対象にはなりません。